

交通課だより

No. 1

令和8年7月
平戸警察署
交通課
Tel 0950-22-3110

～平戸市にお住まいの皆様へ～

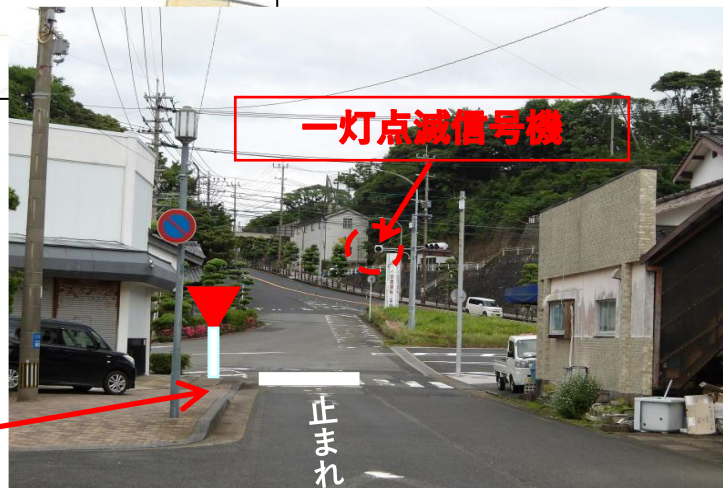
大手坂交差点に設置された「一灯点滅信号機」を廃止（撤去）し、新たに「一時停止」の交通規制を検討しています。

全国警察では、交通信号機について交通実態の変化により設置当時と比べ、設置の必要性が低下したものは撤去していくという方針が示され、長崎県でも見直しを進めています。

交通信号機のうち「一灯点滅信号機」は、原則として、撤去する方針であるため、計画的に撤去を進めているところです。

撤去時期については、令和9年度を予定しています。（詳細未定）

廃止検討箇所図及び写真



「一時停止」交通規制
の予定

信号機撤去後の交通規制

「赤色点滅」が標示されていた側の道路に「一時停止」の交通規制を行い、一時停止標識を設置することを検討しています。

～「一灯点滅信号機」について～

一灯点滅信号機は、一般的な交通信号機ではないため、撤去して「一時停止」の交通規制を行うことと、交通安全上の効果に変わりはありません。

交通規制に関するご意見・ご要望等は

平戸警察署交通課

Tel 0950-22-3110（内線415ほか）

にお知らせください。